

(注) 担当窓口は、住吉区役所を例に記載していますが、実際の転出元の市区町村の役所ごとに各業務を担当する窓口が異なりますので、事前にご確認ください。

項目	対象となる方など	内容	(注) 担当窓口	
健康保険に関すること				
国民健康保険	国民健康保険の対象となる方	国民健康保険に加入される方は、転入手続き終了後、1週間程度で送付する <u>交付通知書に記載のもの</u> をご持参のうえ国民健康保険証を受け取りにお越しください。	2階 22番	保険年金課 (保険年金) (06) 6694-9956
後期高齢者医療制度	後期高齢者医療制度の対象となる方	転入手続き終了後、前住所地発行の <u>負担区分証明書</u> をご持参ください(府外転入者のみ)。1週間程度で新住所を記載した保険証を簡易書留で送付します。		
医療費助成・介護保険に関すること				
各種医療費助成	各種医療助成の対象となる方	こども医療(18歳に達する日以後の最初の3月31日までのこどもがおられる方)、重度障がい者医療、ひとり親家庭等医療の手続きが必要です。 対象者の <u>健康保険証</u> をご持参ください。 こども医療(12歳以上のこども)、重度障がい者医療、ひとり親家庭等医療については、 <u>所得証明書(必要な年度についてはお問合せください)</u> が必要です。 ※マイナンバー提示による所得照会を行うことで交付可能です(後日交付となります)。	2階 27番	保健福祉課 (高齢者支援 介護保険) (06) 6694-9859
介護保険	65歳以上の方 40～64歳の方で介護認定を受けておられる方	後日、住所変更後の介護保険証を送付します。 要介護(要支援)認定を受けておられる方は、手続きが必要です。 <u>介護保険受給資格証明書</u> をご持参ください。		